



岐阜市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 8 月 19 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 直

岐阜市規則第 51 号

岐阜市会計規則の一部を改正する規則

岐阜市会計規則（平成24年岐阜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
(資金前渡)				(資金前渡)			
第85条 令第161条第1項第15号及び第17号の規定により、職員をして現金支払をさせるための資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。				第85条 令第161条第1項第15号及び第17号の規定により、職員をして現金支払をさせるための資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。			
(1)～(20) (略)				(1)～(20) (略)			
(21) 前各号に掲げるもののほか、集合支出命令で同一時期に多数の債権者に支払う経費及び支払手数料を勘案して同一時期に一の債権者に支払うべき複数の経費				(21) 前各号に掲げるもののほか、集合支出命令で同一時期に多数の債権者に支払う経費			
2・3 (略)				2・3 (略)			
別表第1（第15条、第18条関係）				別表第1（第15条、第18条関係）			
分掌事務	設置箇所			分掌事務	設置箇所		
			現金出納員となるべき職員（現金出納員）				現金出納員となるべき職員（現金出納員）
所管に係る現金出納保管事	(略)	(略)	(略)	所管に係る現金出納保管事	(略)	(略)	(略)
	環境部	(略)	(略)		環境部	(略)	(略)
		東部クリーンセンター	所長			東部クリーンセンター	所長

務		掛洞プラン ト	場長
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

務			
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。